

(案)
役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	令和7年度 宮城北部森林管理署官用自動車点検等業務
案件内容・仕様	別紙1 官用自動車点検等業務仕様書・別紙3 整備内容一覧表のとおり
契約金額	金 円 (うち自動車重量税 円) (うち自賠責保険料 円) (税込み) (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和8年3月31日
契約期間	契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月31日
納入場所・履行場所	宮城北部森林管理署
契約保証金	免除
備考	契約単価は別紙2 単価表のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
宮城北部森林管理署長
泉 光博

請負者

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

別紙 1

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙 3、令和 7 年度 宮城北部森林管理署官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

（1）契約相手方は、宮城北部森林管理署庁舎より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

（2）一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、A P I 規格（ガソリン車については S G 品質を、ディーゼル車については C F - 4 品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

（1）契約相手方は、上記 1 の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

（2）当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別

途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後 6 か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が 1 万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

件名(項目)			数量 (a)	単位	単価(税抜) (b)	金額 (a)×(b)
自動車重量税	乗用自動車(自家用)	車両重量2.0トンまで (2年)	1	台	32,800	32,800
	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで (2年) ※13年経過	1	台	34,200	34,200
	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで (2年)	5	台	24,600	123,000
	軽自動車(自家用)	軽自動車 (2年) ※13年経過	2	台	8,200	16,400
	軽自動車(自家用)	軽自動車 (2年)	2	台	6,600	13,200
	小型貨物自動車(自家用)	車両総重量2.5トンを超え3トンまで (1年) ※13年経過	1	台	17,100	17,100
(A) 自動車重量税計			12	台		236,700
自賠責保険料	乗用自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	7	台	17,650	123,550
	軽自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	4	台	17,540	70,160
	小型貨物(自家用)	検査対象車 本土 12ヶ月契約	1	台	12,850	12,850
(B) 自動車損害賠償責任保険料計			12	台		206,560
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	1	台		
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台		
		軽自動車(自家用) 軽自動車	4	台		
		小型貨物(自家用) 車両総重量2.5トンを超え3トンまで	1	台		
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	1	台		
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台		
		軽自動車(自家用) 軽自動車	4	台		
		小型貨物(自家用) 車両総重量2.5トンを超え3トンまで	1	台		
	下廻り防錆塗装料	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	1	台		
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台		
		軽自動車(自家用) 軽自動車	4	台		
		小型貨物(自家用) 車両総重量2.5トンを超え3トンまで	1	台		
	車内及び外回り清掃		12	台		
	保安検査確認	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	1	台		
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台		
		軽自動車(自家用) 軽自動車	4	台		
		小型貨物(自家用) 車両総重量2.5トンを超え3トンまで	1	台		
	継続検査代行	乗用自動車(自家用)	7	台		
		乗用自動車(自家用)	4	台		
		乗用自動車(自家用)	1	台		
	エンジンオイル交換	対象12台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	60	ℓ		
(C) 継続点検(車検)計			12	台		
定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	1	台		
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	5	台		
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.0トンまで	4	台		
		軽自動車(自家用) 軽自動車	3	台		
	車内及び外回り清掃	乗用自動車(自家用)、軽自動車(自家用)	13	台		
	エンジンオイル交換	対象13台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	65	ℓ		
(D) 定期点検(12ヶ月点検)計			13	台		
(E) 作業料金計 (C)+(D)						
(F) 非課税分 (A)+(B)						443,260
(G) 入札金額 (E)+(F)						
(H) 消費税 (E) * 10%						
(I) 合計 (G)+(H)						

別紙3
整備内容一覧表(令和7年度宮城北部森林管理署官用自動車点検等業務)

車両 連番	署等	登録番号	車名		型 式	車台番号	ガソリン ディー ゼル 車別	取得 年度	登 録 ・ 交 付 年 月 日	車 検 ・ 点 検 別	車 検 満 了 日	自賠責保険期間		自 動 車 重 量 税	自 賠 責 保 険 料	自動車 重量税	自 賠 責 保 険 料	継続点検(車検)								定期点検			備 考
			メーカー	車種								基本点 検技術 料	エンジ ン、下廻 り スチー ム洗浄					下廻り 防錆塗 装	保安検 査確認	継続検 査代行	車内及 び外回り 洗浄	エンジン オイル交換	基本点 検技術 料	車内及 び外回り 洗浄	エンジン オイル交換				
1	宮城北部森林管理署	宮城480き2260	スバル	サンバートラック	LE-TT2	TT2-400709	ガソリン	H 19	H20.3.13	車検	R8.3.15	R6.4.5	R8.4.5	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	8,200	17,540	○	○	○	○	○	○	○	○				※13年経過
2	宮城北部森林管理署	宮城502ふ4308	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-0008555	ガソリン	H 22	H23.1.28	車検	R8.1.25	R6.2.21	R8.2.21	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 検査対象車 24ヵ月	自家用 乗用 検査対象車 24ヵ月	34,200	17,650	○	○	○	○	○	○	○	○				※13年経過
3	宮城北部森林管理署	宮城400な6199	ニッサン	パネットバン	ABF-SKP2MN	SKP2MN-100414	ガソリン	H 22	H23.1.26	車検	R8.1.23	R7.2.18	R8.2.18	小型貨物 自家用 車両総重量3.0トンまで 検査対象車 12ヵ月	小型貨物 自家用 検査対象車 12ヵ月	17,100	12,850	○	○	○	○	○	○	○	○				※13年経過
4	宮城北部森林管理署	宮城580ひ7043	マツダ	スクラムワゴン	ABA-DG64W	DG64W-351334	ガソリン	H 22	H23.1.24	車検	R8.1.20	R6.2.18	R8.2.18	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	8,200	17,540	○	○	○	○	○	○	○	○				※13年経過
5	宮城北部森林管理署	宮城301ま9275	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-511376	ガソリン	H 26	H27.3.6	車検	R8.3.5	R6.4.6	R8.4.6	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 検査対象車 24ヵ月	自家用 乗用 検査対象車 24ヵ月	24,600	17,650	○	○	○	○	○	○	○	○				
6	宮城北部森林管理署	宮城301ま9276	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-511377	ガソリン	H 26	H27.3.6	車検	R8.3.5	R6.4.6	R8.4.6	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 検査対象車 24ヵ月	自家用 乗用 検査対象車 24ヵ月	24,600	17,650	○	○	○	○	○	○	○	○				
7	宮城北部森林管理署	宮城301も2077	三菱	RVR	DBA-GA4W	GA4W-0502478	ガソリン	H 28	H29.3.16	車検	R8.3.9	R6.4.10	R8.4.10	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 検査対象車 24ヵ月	自家用 乗用 検査対象車 24ヵ月	24,600	17,650	○	○	○	○	○	○	○	○				
8	宮城北部森林管理署	宮城301も2076	三菱	RVR	DBA-GA4W	GA4W-0502477	ガソリン	H 28	H29.3.16	車検	R8.3.9	R6.4.10	R8.4.10	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 検査対象車 24ヵ月	自家用 乗用 検査対象車 24ヵ月	24,600	17,650	○	○	○	○	○	○	○	○				
9	宮城北部森林管理署	宮城301め9831	スバル	フォレスター	DBA-SJ5	SJ5-094657	ガソリン	H 28	H29.1.27	車検	R8.1.25	R6.2.26	R8.2.26	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 検査対象車 24ヵ月	自家用 乗用 検査対象車 24ヵ月	24,600	17,650	○	○	○	○	○	○	○	○				
10	宮城北部森林管理署	宮城301ゆ9901	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-586292	ガソリン	H 30	H30.11.16	車検	R7.11.15	R5.12.16	R7.12.16	自家用 乗用 車両重量2.0トンまで 検査対象車 24ヵ月	自家用 乗用 検査対象車 24ヵ月	32,800	17,650	○	○	○	○	○	○	○	○				
11	宮城北部森林管理署	宮城480ぬ4112	ニッサン	クリッパー	HBD-DR17V	DR17V-424161	ガソリン	R 1	R1.12.20	車検	R7.10.17	R5.10.18	R7.10.18	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	6,600	17,540	○	○	○	○	○	○	○	○				
12	宮城北部森林管理署	宮城480ぬ4113	ニッサン	クリッパー	HBD-DR17V	DR17V-424229	ガソリン	R 1	R1.12.20	車検	R7.10.17	R5.10.18	R7.10.18	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	自家用 軽自動車 検査対象車 24ヵ月	6,600	17,540	○	○	○	○	○	○	○	○				
	車検	12台																											
13	宮城北部森林管理署	宮城580ね6755	マツダ	スクラムワゴン	ABA-DG64W	DG64W-295345	ガソリン	H 21	H22.3.19	点検	R9.3.18	R5.4.16	R7.4.16	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車										○	○	○	※13年経過	
14	宮城北部森林管理署	宮城301の6368	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	SHJ-021824	ガソリン	H 23	H23.12.26	点検	R9.2.28	R7.3.23	R9.3.23	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用										○	○	○	※13年経過	
15	宮城北部森林管理署	宮城301の6367	スバル	フォレスター	DBA-SHJ	SHJ-021767	ガソリン	H 23	H23.12.26	点検	R9.2.28	R7.3.23	R9.3.23	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用										○	○	○	※13年経過	
16	宮城北部森林管理署	宮城580み156	マツダ	オフロード	ABA-JM23W	JM23W-650319	ガソリン	H 23	H23.6.28	点検	R8.7.28	R6.8.27	R8.8.27	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車										○	○	○		
17	宮城北部森林管理署	宮城503す7337	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-2000750	ガソリン	H 25	H26.2.27	点検	R9.2.19	R7.3.20	R9.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用										○	○	○		
18	宮城北部森林管理署	宮城503す7338	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-2000752	ガソリン	H 25	H26.2.27	点検	R9.3.14	R7.3.20	R9.3.20	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用										○	○	○		
19	宮城北部森林管理署	宮城301む4061	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530622	ガソリン	H 27	H27.10.26	点検	R9.2.11	R7.3.12	R9.3.12	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで	自家用 乗用										○	○	○		
20	宮城北部森林管理署	宮城480ね6279	スズキ	エブリイ	HBD-DA17V	DA17V-503587	ガソリン	R 2	R3.1.12	点検	R9.1.11	R7.2.12	R9.2.12	自家用 軽自動車	自家用 軽自動車										○	○	○		
21	宮城北部森林管理署	宮城503ほ8830	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-216056	ガソリン	R 3	R4.3.7	点検	R9.3.7	R7.4.8	R9.4.8	自家用 乗用 車両重量1.0トンまで	自家用 軽自動車										○	○	○		
22	宮城北部森林管理署	宮城503ほ8829	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-216033	ガソリン	R 3	R4.3.7	点検	R9.3.7	R7.4.8	R9.4.8	自家用 乗用 車両重量1.0トンまで	自家用 乗用										○	○	○		
23	宮城北部森林管理署	宮城503ほ8831	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-216019	ガソリン	R 3	R4.3.7	点検	R9.3.7	R7.4.8	R9.4.8	自家用 乗用 車両重量1.0トンまで	自家用 乗用										○	○	○		
24	宮城北部森林管理署	宮城302た4198	ニッサン	エクストレイル	5AA-HNT32	HNT32-192737	ガソリン	R 3	R4.3.14	点検	R9.3.13	R7.4.14	R9.4.14	自家用 乗用 車両重量2.0トンまで	自家用 乗用										○	○	○		
25	宮城北部森林管理署	宮城503む5983	スズキ	クロスビー	4AA-MNN71S	MN71S-318051	ガソリン	R 5	R6.1.23	点検	R9.1.22	R6.1.23	R9.2.23	自家用 乗用 車両重量1.0トンまで	自家用 乗用										○	○	○		
	点検	13台														236,700	206,560												